

○1番（石川剛議員） 1番石川剛でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、大項目1、不妊治療費の支援拡充についてであります。

2021年6月、国立社会保障・人口問題研究所が行った第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）において、不妊症の検査や治療を受けたことがあると答えた夫婦は、全体の22.7%、4.4組に1組であり、結婚5年未満の夫婦の6.7%が調査時点で不妊の検査、治療を受けているとのことでした。国内で行われた体外受精の治療実績をまとめた公益社団法人日本産科婦人科学会は、2019年に約600施設で45万8,101件の治療が行われ、6万598人が生まれたと発表しました。当年の総出生数は86万5,239人であったので、年間総出生数の14人に1人が体外受精で生まれたことが分かります。1983年に国内初の体外受精児が誕生してからの累計は2019年までに71万931人で、2019年に行われた件数と出生児数はいずれも過去最多を更新したようです。

さて、体外受精とは、妻の卵子と夫の精子を体外で受精させ、妻の子宮に戻す不妊治療であり、治療費は厚生労働省が発表した不妊治療の実態に関する調査研究2020年度によると、全国の医療機関に尋ねた人工授精の費用は、1回で平均で約3万円、体外受精は約50万円とのことでありますので、高額な治療費と言えらると思います。これまでに、特定不妊治療に関する助成制度は拡充されてきており、所得制限の引上げから撤廃、そして助成回数、額は少しずつ引き上げられてきたようです。そのような中で、不妊治療費は公的医療保険の対象外でありましたが、政府は少子化に対処し、安心の社会保障を構築とし、子どもを持ちたいという方の気持ちに寄り添い、公的医療保険の対象にする方針を打ち出し、2022年4月より不妊治療が保険適用され、自己負担は原則3割となりました。不妊治療には、個々の状況によって幾つかの治療法があります。保険適用となった主な治療は、人工授精、体外受精、顕微授精などがあります。また、医療費が一定以上の条件を超えた際に返還される国の高額療養費制度も活用できるようになりました。保険適用の拡大で経済的負担が減ることで、安心して治療を受けやすくなったと考えます。

しかし、一方で、保険診療制度を利用しても、体外受精などでは自己負担が多くなり、また、保険適用外といわれる先進治療を受けなければならない方にとって全額自費での治療となり、経済的な負担を抱えるケースもあると考えます。

そのような状況の中で、（1）不妊治療費の支援拡充についてでございますが、①本市における不妊治療費助成事業等について、不育症の治療費も含めてお伺いいたします。また、本市における現時点での過去5年間の利用実績についてお伺いいたします。そして、令和4年における県内市町村の助成内容について調べてみると、保険適用後の自己負担分まで助成が適用されている市町村が幾つかございました。近隣の常陸大宮市をはじめ水戸市、小美玉市、守谷市、結城市であります。その中でも大宮市においては、自己負担額、つまり3割分を全額助成されております。また、太子町、土浦市では、助成対象年齢である年齢制限を設けておりません。そのような中で、③保険適用である治療費の自己負担分と保険適用外となる先進治療費の助成制度の拡充、そして、年齢制限について本市の考え方についてお伺いいたします。

続きまして、大項目2、持続可能な地域活性化についてであります。

現在本市において、市内商工業の振興と消費喚起を図るため、キャッシュレス決済Pay Payを活用した消費喚起策やプレミアム商品券事業に取り組んでいることだと思えます。特に、令和4年度においては、プレミアム率を20%から30%引き上げたプレミアム付商品券を発行し、長期化するコロナ禍の影響で落ち込んだ市内消費の喚起と市民の負担軽減を図ったところだと思えます。

さて、本市のデジタル化の推進について、市長の施政方針にもあるようにデジタル化を促進していくこととされております。そうした中で、各市町村で行っているプレミアム商品券事業については、2020年12月内閣府が行ったプレミアム付商品券事業の実績に関する報告書によると事務経費の内訳として、1、各市町村における対象者抽出、個別周知、要件該当性の審査などに要した経費、2、商品券の印刷、販売、換金などに要した経費、1と2の合計で経費全体の60%を占めたようです。これらの費用は、事業目的に即した制度設計、利用者利便性の確保等の面で必要なものであった反面、一定のコストが生じたようであります。本市においても、令和4年度プレミアム付商品券の申込みは、専用はがきで申込み、当選通知である引換券が送られ、その引換券を引換え期間中に引換え場所へ行き、商品券を購入する流れだと思われます。また、使用期限は令和4年9月30日から令和5年1月31日までで、加盟店側が換金する場合は、指定の換金場所にて換金手続を行い、最終日が先月の2月15日で終了したところだと思えます。このような商品券販売時の事務負担などに、それに関わる事務の煩雑化、その上、管理業務に必要な人件費などを考えると、大変な苦勞をされているのではないかと感じました。

そのような状況の中で、プレミアム付商品券の電子化について、令和5年度一般会計当初予算デジタル化の取組にて、新規事業として、市内の店舗で利用できるデジタル通貨アプリを導入し、キャッシュレス化の推進と地域経済の活性化を図るとありました。デジタル化商品券にすることで、事務のコストの大幅な削減が考えられ、そして、本市において、さらに地域経済や地域コミュニティを活性化させる効果が期待できる事業であると感じております。

そこで、(1)持続可能な消費喚起の商工業のさらなる振興についてですが、①キャッシュレス決済を活用した消費喚起策とプレミアム付商品券の実績と効果をお伺いいたします。そして、②デジタル化の促進を見据えた商品券の電子化について、導入するに当たり、効果と課題、そして今後のスケジュール等についてお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。答弁のほど、よろしくお願ひいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔柴田道彰保健福祉部長 登壇〕

○柴田道彰保健福祉部長 不妊治療費の支援拡充についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、本市における不妊治療費助成事業等についてですが、男女とも不妊治療の助成の対象は、保険適用外で行った特定不妊治療について、1回の申請につき10万円を上限に助成を行っております。県内では、保険適用または保険適用外を問わず、治療費の自己負担分に対し助成を行っている常陸大宮市のほか、保険適用後の自己負担分の助成を行っている自治体や本市のよう

に、保険適用外での治療費に対して助成を行っている自治体もございまして、助成額も様々な状況です。また、不妊治療が保険適用となった本年度において、令和3年度からの経過措置としての助成しか行わず、今後は新規の助成をしないとする自治体もございます。

こうした中、本市では、県や県内多くの自治体が回数制限を設けている中、治療を行った場合、何回でも申請が可能としておりますほか、新規の助成申請も受け付けていることとしております。なお、年齢につきましては、男性の年齢制限はございませんが、女性は県の助成事業と同様の43歳未満の方を対象に行っております。

次に、妊娠をしても胎児が育たない不育症の治療に対する助成でございますが、助成の対象は保険適用外で行った検査及び治療で、助成額は治療費の2分の1、年度内で10万円を上限としており、期間は5年で年齢制限は設けてございません。

次に、本市における現時点での過去5年分の利用実績ですが、不妊治療費の助成実績は、平成30年度が20件、令和元年度が19件、令和2年度が28件、令和3年度が49件、令和4年度は2月末現在で31件となっております。また、不育症治療費の助成実績は、平成30年度が1件、令和元年度も1件、令和2年度が2件、令和3年度はゼロ件、令和4年度は2月末現在で1件となっております。

次に、保険適用である治療費の自己負担分に対する助成についてですが、先ほど答弁しましたように、現状、保険適用外で治療を行った特定不妊治療を助成対象とし、保険適用の治療における自己負担分に対する助成の予定はございません。また、保険適用外となる先進治療費の助成につきましては、県に問い合わせましたところ、先進治療は保険適用となる治療と組み合わせて行われることが多く、今後の治療実績により先進治療自体が保険適用となっていくことを目指すものと捉え、現段階におきましては助成を行う予定はないとの見解でありました。本市におきましても、今後の国、県の動向を注視し、他自治体の情報を情報収集しながら、調査研究をしてまいりたいと考えております。

さらに、年齢制限につきましては、厚生労働省不妊に悩む方への特定治療支援事業等の在り方に関する検討会の中で、女性の年齢と妊娠・出産に伴うリスクについて検討しており、特定不妊治療を行った場合の流産率は40歳では3回に1回以上、43歳では2回に1回以上と高い割合で流産が起きることが示され、妊娠高血圧症候群や前置胎盤などの産科合併症についても、年齢が高くなるに伴ってその発生頻度が高くなることが示されております。加えて、保険適用となった不妊治療においても、母体の保護の観点から43歳未満を対象としており、本市においても、引き続き年齢制限は設けたいと考えております。

○藤田謙二議長 商工観光部長。

〔根本晋商工観光部長 登壇〕

○根本晋商工観光部長 キャッシュレス決済を活用した消費喚起策とプレミアム付商品券の実績と効果についてと、デジタル化の促進を見据えた商品券の電子化についての2点のご質問にお答えいたします。

1点目のキャッシュレス決済を活用した消費喚起策とプレミアム付商品券の実績と効果につき

ましては、電気代のエネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民の負担の軽減と市内商業者の支援をするため、キャッシュレス決済を活用した消費喚起策としまして、市内対象店舗でP a y P a yによるキャッシュレス決済をされる方に、決済金額の15%をポイント還元する事業を12月15日から2月15日までの2か月間実施してまいりました。また、プレミアム付商品券につきましては、当初、20%のプレミアム率を予定していたところですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、プレミアム率を30%に増やし、9月30日から1月31日までの約4か月間実施してきたところでございます。

この実績についてでございますが、P a y P a yを活用した事業につきましては、総決済金額で約2億9,800万円が決済され、ポイント付与額としまして、約4,000万円のポイントが付与されております。また、プレミアム付商品券につきましては、4万冊を予定しておりましたところ、多くの市民の皆様にご申込みをいただきましたことから、希望者全員が購入できるよう追加発行し、最終的には4万2,557冊、1万1,452人の方に購入いただいたところであり、約2億7,500万円の経済効果があったものと考えております。これら2つの事業によりまして、市内での店舗の売上げ向上や物価高騰の影響を受けている市民の負担を一定程度軽減できることができたものと考えております。

2点目のデジタル化の促進を見据えた商品券の電子化についてでございますが、商品券のデジタル化による効果といたしまして、市内商業者におきましては、紙の商品券を数えて持ち込むなど換金作業が簡略化され、事務作業の効率化が図られます。また、利用者にとりましては、これまで紙の商品券により500円単位での利用金額が1円単位で利用することができ、利便性の向上が期待できるほか、市といたしましても、ペーパーレスによる経費削減が図ることができます。

一方、課題としましては、商業者側への決済方法が増えることへの理解や読み取り機器導入の負担、また利用者にとりましては、キャッシュレス決済に対する抵抗感などが挙げられます。これらの課題に対応するため、商業者側に対しましては、読み取りタブレットを用意するなど、ハード面についての支援を行ってまいります。また、利用者に対しましては、スマートフォンのアプリによる決済に加え、デジタルカードによる決済を用意することにより、電子決済に不慣れな方へも対応できるようにしてまいります。

今後のスケジュールにつきましては、例年9月から商品券を販売していることから、本年度と同様に秋頃を目途に販売できるよう対応していきたいと考えております。市内商工業の振興と地域経済の活性化のため、商品券のデジタル化に積極的に取り組んでまいります。

○藤田謙二議長 石川議員。

[1番 石川剛議員 質問者席へ]

○1番(石川剛議員) ご答弁ありがとうございました。

それでは、2回目の質問に入ります。

大項目1、(1)①本市における不妊治療費助成事業等についてですが、先ほども申し上げましたが、不妊治療の保険適用に当たっては、原則として全国一律の保険点数での診療になり、保険適用になることで多くの方々は不妊治療が経済的に受けやすくなっている一方で、全て治

療が保険適用になったわけではありません。また、保険診療と自由診療の混合は認められていないため、保険適用外の薬が処方されると全ての治療が自由診療となり、全額負担となるケースもございます。このような状況であるからこそ、県内市町村の独自の助成制度は、現在不妊治療中の方や今後、治療を検討している方、そして、地方移住などを考えている方にとって、各市町村それぞれの助成制度に注目していることだと思われまます。

そこで1点、不妊治療費助成の対象者について、助成を受けることができる方は不育症治療事業助成事業と同様に、申請日において1年以上前から本市に住所がある方が対象なのか、法律上の婚姻関係、事実上婚姻関係である方を含むのかどうか、また生活保護による扶助を受けている世帯でない方が対象なのかどうか、本市のホームページに記載がない箇所を具体的にお聞かせください。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 不妊治療費の支援拡充についての2回目のご質問にお答えをいたします。

不妊治療費助成の対象ですが、まず住所要件として、夫または妻のいずれか一方が治療が終了した日において市内に1年以上住所を有している方としております。その他の要件、具体的には、市税の滞納の有無や生活保護を受けているか否かにつきましては、これまで本市は茨城県の補助対象要件を満たす方に対して助成をしてきましたが、不育症の治療に対する助成制度と同様の要件を整理し、ホームページ等に掲載するなど周知を図ってまいりたいと考えております。

○藤田謙二議長 石川議員。

○1番（石川剛議員） ご答弁ありがとうございました。

不妊治療助成の対象者の住所要件については理解いたしました。再度、助成対象者の要件を整理していただき、具体的に本市のホームページ等に掲載していただくなど、周知徹底をよろしくお願いいたします。

そして、②本市における過去5年間の相談件数と助成制度の利用実績についてですが、理解いたしました。ところで、実際に40歳以上で子どもを産む女性はどれくらいいるのでしょうか。厚生労働省令和3年（2021年）人口動態統計月報年計の概況によると、2021年のデータによると、母親の年齢が40歳以上の出生数は5万133人で、全体数の出生数である81万1,604人のうち約6.2%に当たります。さらに、40歳から44歳の出生数は4万8,516人、45歳以上の出生数は1,617人でした。注目したいのは、45歳以上の出生数は2015年1,308人であったことから増加していると理解ができ、40歳以上で母親になるケースは珍しいことではありません。そして、40歳の出産のうち約34%が初産であります。そのような状況の中で、不妊治療費の助成制度は、年齢層が上がるほど利用される傾向になるのではないかと考えます。

そこで1点、先ほど答弁にもございました、過去5年分の不妊治療費の助成を受けられた方の年齢層をお聞かせください。

○藤田謙二議長 保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 不妊治療費の支援拡充についての3回目のご質問にお答えをいたします。

過去5年間の不妊治療費助成を行った方の合計は147人で、年齢層は25歳から29歳が12人、30歳から34歳が44人、35歳から39歳が57人、40歳から43歳が34人となっております。なお、令和2年度、3年度におきましては、県が新型コロナウイルス感染症の関係で、治療が遅れてしまった方を例外として認めましたため、当市においても、43歳の方お二人が含まれております。

○藤田謙二議長 石川議員。

○1番(石川剛議員) ありがとうございます。

不妊治療費の助成を受けられる方は、年齢層の高い層の利用が多いのだと理解いたしました。また、③助成制度の拡充、そして、年齢制限について、本市の考えについてですが理解いたしました。2020年株式会社野村総合研究所が行った不妊治療の実態に関する調査研究の最終報告書によると、不妊治療の継続期間として、不妊治療はどれくらい続ける予定ですかとの質問に対して、子どもを授かるまで続けたいというものが最多の48.9%、資金が許す限り続けたいというものは34%、助成を受けられる限り続けたいというものは16.3%の結果であったようです。つまり、この結果から分かるように当事者の気持ちに寄り添うことはもちろんのことですが、多様な支援の在り方を考えて、そして希望する誰もが安心して不妊治療を受けられる環境を整備していくためには、経済的な支援や制度の見直しをすることは極めて重要であると考えます。明日3月8日は国際女性デーであります。妊娠を考える人たちが考えることだけでなく社会全体が共に歩む方法を考え、そして持続可能な社会づくりが必要だと考えます。ぜひ、継続的な調査研究をお願いいたします。

そして、大項目2、(1)キャッシュレス決済を活用した消費喚起策とプレミアム商品券の実績と効果についてですが、プレミアム商品券も同様、特にPay PayのQRコード決算事業者と連携している地域限定キャンペーンでは、2か月という短期間での経済効果が非常にあったと理解いたしました。本市限定でのキャンペーンではありましたが、市外の方でも登録ユーザーであれば気軽に利用ができ、その期間はさらに本市において地域経済界の活性化につながった取組であったのではないのでしょうか。

さて、2020年1月、MMD研究所が18歳から69歳の約4万5,000人を対象とした調査では、ふだんの支払いをスマホ決済を選ぶ人は43.6%、このうち最も多く使うのはPay Payが45.4%で、d払いや楽天ペイともに16.7%を抑えて首位だったようです。同様に2023年1月の調査では、スマホ決済を選ぶ人は49.8%、昨年に比べ6.2%増加したとのことで、スマホで決算する方が増えていると理解できます。そして、2023年2月6日時点で、Pay Pay登録ユーザーが5,500万人を突破し、これは日本人の人口約2.3人に1人、日本のスマホユーザーの約1.7人に1人が利用していることから考えると、本市においても登録ユーザーは多くなっていると考えます。

そこで1点質問ですが、今回のキャンペーンは地域経済の活性化に効果があるものだったと考

えますが、キャンペーンの参加店舗数について、またキャンペーン利用者数及び利用回数の変化についてお伺いいたします。

○藤田謙二議長 商工観光部長。

○根本晋商工観光部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今回行いましたキャンペーンには、市内の253の店舗が参加いただいたところでございます。また、変化、効果についてでございますけれども、キャンペーン実施前の10月13日から12月14日の63日間と、今回のキャンペーン期間の63日を比較した場合、対象店舗における取引額は293%と大幅に増加いたしました。また、Pay Payの決済利用者数につきましても128%と増加してございます。なお、市民以外の利用者につきましても、同期間中、123%と増加しておりますことから、市外からの誘客にも効果があったものと考えてございます。

○藤田謙二議長 石川議員。

○1番（石川剛議員） ご答弁ありがとうございました。

対象店舗の大幅な取引額増加、市内の利用者の購買促進、そして、市外からの誘客においても非常に効果があったものと理解いたしました。また、市内の253店舗が参加されたということは、キャッシュレス決済に対しての一定の理解を得ているといえる数字だと感じます。

そして、②デジタル化の促進を見据えた商品券の電子化について、効果と課題、またスケジュールについても理解いたしました。キャッシュレス決済に加えて、デジタルカードも併せてスタートされるとのことでありますので、非常に安心いたしました。商品券のデジタル化になることで、大幅なコスト削減になることを期待するとともに、一方で、答弁にもございましたように電子決済の操作に不慣れな方に対して、より丁寧なご説明をお願いすることを要望といたしまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。